

# 西ドイツの新中央銀行法について

[Gesetz über die Deutsche Bundesbank]

## I. はしがき——中央銀行法改正の経緯

西ドイツでは7月19日新中央銀行法が連邦参議院（以下上院と称す）を通過成立し、8月1日からブンデス・バンクが同国の新中央銀行として発足した。

占領軍令に基いて設立された、いわば与えられた中央銀行であるレンダー・バンクを、憲法に基づく自主的中央銀行に改組しようとする試みは、1952・53年度の連邦議会においても行われたが、憲法第88条——「連邦は連邦銀行として一つの通貨・発券銀行を設立するものとする」——の解釈をめぐって、単一組織の中央銀行を設立しようとする中央集権論者と、二重機構を維持せんとする地方分権論者との主張が対立したため、結実を見るに至らなかった。

1956年8月、政府はライヒス・バンクにならった単一機構の中央銀行を設立する意図をもつて、経済省起草にかかる新中央銀行法案を閣議決定し、これを上院に送付した。政府は法案添付資料において中央銀行改組の理由として、次のごときものを挙げている。

### ① 憲法上の理由

憲法第88条（前出）にいう連邦銀行（Bundesbank）とは連邦の機関としての中央銀行を意味するがゆえに、従来の二重機構制度は改組する必要がある。

### ② 効用上の考慮

従来のレンダー・バンク組織の下においては、州中央銀行のみが対市中金融機関取引を営む結果、レンダー・バンクは通貨の発行についても貸出についても受動的な立場にあつた。したがって、単一機構の中央銀行を設立して中央の一般的命令権を確立することが今回改正の主旨である。これにより従来も事実上は単一機構として機能してきた中央銀行組織が事実上の機能に即して改組されることになる。

単一機構の中央銀行制度の方が無駄が少なく、また各州中央銀行が独立採算制をとる場合には、収益力の低い州中央銀行が収益増加を計るため望ましくない業務にまで手をのばす危険もある。

全国にわたって活動している金融機関もあり、また旧大銀行の全国的合併も行われんとしている折から〔注1〕、地方分権的中央銀行組織は全国的金融機関との間の業務取引を不必要に複雑にする（レンダー・バンク組織の下では、全国的金融機関の各店が手形を州中央銀行に持ち込み、州中央銀行が更にこれをレンダー・バンクで再割している。中央集権的な機構をとれば、全国的金融機関の本店が一括ブンデス・バンクに持ち込めばよい）。

しかしながら、上院においては依然中央集権的構想に対する反感が強かつたため、政府案は否決され、上院起草にかかる中央銀行法案を付して連邦議会（以下下院と称す）に回付された。

下院の専門委員会（通貨信用委員会——以下委員会と称す）では、単一機構の中央銀行を設立しようとする政府案と、二重機構を維持しようとする三案、すなわちヘッヘル（Höcherl）案〔注2〕、上院案、レンダー・バンク案が、特に上院およびレンダー・バンク代表をも交えて検討された。委員会の討議は17回にわたって行われたが、その結果単一機構を採用しつつ相当大幅に州中央銀行の自主権を認めた折衷案（いわゆるシャルンベルク案）が作成され、これが7月4日下院を通過、上院の賛成をえて施行の運びとなつたものである。

難航に難航を重ね、成立を危ぶまれていた新中央銀行法が、大方の予想を裏切つてにわかに成立した裏には、政府の譲歩、シャルンベルク委員会の上院・下院・政府間の見解調整の努力もさることながら、「引続く出超に対処するため中央銀行の政策手段を完備する必要がある、通貨政策上の難問題を解決するため中央銀行に委ねられる任務がいよいよ大とならざるをえない折から、すみやかに中央銀行法を決定する必要がある」とする委

員会の見解が一般に受け入れられたからにはほかならない。以下において新中央銀行法の主要点を概観する。

〔注1〕 1957年4月、1月1日にさかのぼって合併が行われた。

〔注2〕 キリスト教民主同盟、社会民主党両下院議員共同提案の改正法案。

## II. ブンデス・バンクの組織

従来の州中央銀行（ベルリン中央銀行を含めて10行）はレンダー・バンクに合併され、レンダー・バンクはブンデス・バンクとなる（第1条）結果、ブンデス・バンクは旧州中央銀行を大支店（Hauptverwaltung）とする単一機構の中央銀行となる。旧州中央銀行は大支店となり独立の法人格を失うが、依然州中央銀行の名称を保持する（第8条）。同行は全額連邦出資（資本金290百万マルク）の公法人で、ベルリンが首府となるまでその所在地はフランクフルトとする（第2条）。

(1) **ブンデス・バンクの機関**——同行の機関として中央銀行理事会（Zentralbankrat——以下理事会と称す）、役員会（Direktorium）および州中央銀行役員会（Vorstände der Landeszentralbanken）がある（第5条）。理事会は総裁、副総裁を含む役員会メンバー（最高10人）および州中央銀行総裁から構成される政策決定機関である（第6条）。役員会は全国的業務の執行機関で（第7条）、州中央銀行役員会は州中央銀行総裁、副総裁および定款に定める1～2名のメンバーから構成される地方的業務の執行機関（第8条）である。公開市場取引、外国為替取引、連邦政府および全国的営業規模をもつ金融機関との取引などは役員会の、州の公共団体および地方的規模で営業している金融機関との取引は州中央銀行役員会の、それぞれ専管事項である。

政策決定機関と執行機関との分離は、一つの重役会にこの両機能をおわせ営ませようとする政府案に根本的修正を加えたもので、役員会のメンバー全員が理事会メンバーとなる点で、役員会総裁のみが理事会メンバーとなっていた現行制度とも異なっている。また新中央銀行法ではブンデス・バンク総裁が理事会および役員会の議長となり、

現行法における理事会議長と役員会総裁との分離は廃止される。

委員会は政府案修正の理由として、(イ)政府案による重役会はメンバー（18人～20人）が多きに失し、業務執行機関としては不適當である。意思決定機関と業務執行機関とを分け、業務執行はより少人数の別機関に行わせることが合理的である。(ロ)業務執行を役員会と州中央銀行役員会とに分けたのは、「州中央銀行役員会に独自の判断をもたせることが、中央銀行の独立性を確保する上に望ましいし、州中央銀行が当該地域の経済事情に最も精通しているため、政策の弾力性を保つ上にも適當である」とする上院の意見を考慮に容れたもので、全国的性格を有する業務の執行は役員会に、地方的性格を有する業務の執行は州中央銀行役員会に委ねることとしたと述べている。

また、州中央銀行に新たに顧問会（Beirat）が設けられた（第9条）。顧問会は金融、工業、商業、農業、賃金労働者および俸給生活者代表10人をもつて構成される州中央銀行総裁および州中央銀行役員会の諮問機関で、従来 Beirat 的色彩の強かつた州中央銀行理事会（Verwaltungsrat）の構成、機能をかえてこれを存置したものである。顧問会の構想は政府原案にはなかつたものであるが、委員会は新たに顧問会を設けたことにつき、「従来の実例に徴して有効であつたし、これによつて経済の各分野との接触を密にすることができる」と述べている。

(2) **ブンデス・バンクの機関の議決方法**——理事会、役員会の会議は総裁（事故あるときは副総裁）が司会し、議決は出席者の単純多数決による。賛否同数の場合につき、役員会の議決には司会者の票による旨の規定があるが、理事会の議決については明文を欠き定款にゆずられている。議決に関する細則は定款で定められる。州中央銀行役員会の議決についてはすべて定款にゆずられている。

(3) **ブンデス・バンクの機関構成員の任命**——理事会の全メンバーは大統領によつて任命されるが、その際役員会メンバーについては連邦政府の、州中央銀行総裁については上院の推薦による。上院は州の責任当局の推薦に基づいて州中央銀行総裁候補者を推薦する。理事会メンバーは専門的能力を有

することを要し、その推薦に当り推薦当局は理事会の意見を聞かなければならない。理事会メンバーの任期は8年で任期中罷免されない(第7・8条)。役員会メンバーたる理事の任命に政府が関与することになったこと、州中央銀行総裁の任命につき上院に推薦権が与えられたことが現行法との大きな違いであるが、後者はブンデス・バンクが連邦の機関となつたことに伴う手続きの変更で実質的意味は乏しい。

州中央銀行総裁以外の州中央銀行役員会メンバーは、理事会の推薦に基づき総裁によつて任命される。専門的能力を有することを要し、任期は8年である。

### III. ブンデス・バンクの独立性

#### 1. 独立性の性格

政府は中央銀行の独立性の性格を規定するに当つて、(イ)政治からの独立——通貨政策の決定遂行に当り、すべての政治機関、金融機関、受信者などから何ら拘束を受けないこと、(ロ)独立性の限界——通貨価値の確保という中央銀行の任務達成のためにのみ与えられ、その限りにおいて認められるものであること、(ハ)政府との協調——政府との良き協力関係によつて補足されるべきものであること、などの諸点を強調している。すなわち、

(1) 政治(政府・議会)からの独立——政府はこの点につき理論上および慣習上の理由を挙げ、中央銀行の独立性はその任務達成に必要であり、憲法にも議会民主主義にも反しないことを強調している。

理論上の根拠としては、政治機関は往々にして通貨価値を破壊するよう行動しがちであり、他面管理通貨制度の下における通貨価値の安定は、通貨量に関する中央銀行の決定にかかるがゆえに中央銀行はその政策決定に当り政治機関から独立してはならないということが挙げられている。

慣習上の根拠としては、(イ)議会責任制の原則[注1]には社会通念に基く例外がある。中央銀行の独立性こそは西ドイツで数十年来認められてきた社会通念で、歴史的経験および一般的認識によつても支持されていること、(ロ)中央銀行以外の

国家機関にも政府の法規上の監督を受けるにとどまるものがあること、(ハ)諸外国においても米国の連邦準備制度理事会のごとく行政権から独立した金融政策の責任機関が存在すること、などが指摘されている。

(2) 独立性の限界——この点につき政府は「ブンデス・バンクは通貨政策上の権限行使に当り政府の指令に拘束されないが、この特別の地位(Ausnahmestellung)は、通貨価値確保のため本法において与えられた金融政策手段を行使する場合に限り要求できるもので、その他の従たる任務、——たとえば政府の委託事務——については政府の指令に服することがある」と述べている。

(3) 政府との協調——委員会も強調しているように、ブンデス・バンクの独立性は決して国の中に更に国をつくるべき性格のものであつてはならない。この点に関し政府が「通貨価値の安定は決して中央銀行の政策のみによつて達成されるものではない。もちろん中央銀行の政策は最も重要であるが、その成否は、政府の政策をはじめ賃金、物価、商業、社会保障など各分野の責任機関の政策が中央銀行の政策を支持促進し、少なくともこれを阻害することがないように行われるか否かにかかっている。したがつて前述の各分野において政策の責に任ずる機関と中央銀行との協力は、中央銀行の独立性にも劣らない重要性をもっている。それゆえ本法では政府と中央銀行との関係を相互に調整し、政府と中央銀行とのよき協力関係をつくりだすように努力した」と述べている点は注目に値しよう。

「ブンデス・バンクはその任務を遵守しつつ(unter Wahrung ihrer Aufgabe)連邦政府の一般的経済政策[注2]を支持する義務を有する」(第12条)との規定は、相互に独立な政府と中央銀行との協力の基本関係を規定したものである。なお本規定は政府原案では「ブンデス・バンクはその任務の範囲内で(im Rahmen ihrer Aufgabe)連邦政府の一般的経済政策を支持する義務を有する」となつていたものであるが、相互の独立性を明確にするため委員会において前記のごとく修正されたものである。

連邦政府の代表が理事会の会議に出席すること、

ブンデス・バンクが通貨政策上の重要事項につき連邦政府に助言を与えること、更にブンデス・バンク総裁が通貨政策に関係を有する閣議に出席すること（第13条）などは、中央銀行と政府との協力関係の具体的内容をなすものである。特にブンデス・バンク総裁の閣議への出席は、委員会によつて新たに加えられたもので、従来も慣行的に行われていたことではあるが、今般法律によつて政府に招請の義務が生じたという点で大きな意味がある。

## 2. 独立性の具体的内容

(1) 政策決定の自主性——ブンデス・バンクは通貨政策上の権限行使に当り政府の指令を受けない（第12条）。本条はレンダー・バンク法第3条の〔注3〕精神を踏襲したもので、政府の説明にもある通り中央銀行の独立性の本質的内容をなすものである。なお本法では政府案の「指令に拘束されない(nicht gebunden sein)」という言葉にかえて、「指令を受けない(unabhängig)」という語が用いられているが、その本旨は中央銀行の独立性の明確化ということにあり、この点にも同国における中央銀行の独立性尊重の思想をうかがうことができる。「ブンデス・バンクが通貨価値安定の任務を有することは、連邦政府の通貨価値安定の任務を免除するものではない」とする規定（政府案3条）が削除されたのも同趣旨に出るものである。

内閣の構成員は理事会に出席し提案を行うことができるが、議決権はなく、必要と認める場合2週間以内の議決延期を要求できるとどまる（第13条）。本規定はレンダー・バンク法の規定と大差はない。もつとも理事会に出席できる政府代表が連邦政府の全メンバーに拡大されたこと（従来は大蔵・経済大臣またはその代理人のみ）、および議決延期の期間が2週間に延期（従来は8日）された点、など若干の相違が認められるが、前者については関係大臣出席の原則からして多くは経済・大蔵両大臣が出席することになろうし、後者も議決延期の日数を定例理事会の間隔と一致させたにとどまり、いずれも本質的変更と見なしえない。ただ委員会案が連邦政府の構成員(Mitglied)についてだけ出席権を認めた結果、理事会に出席できる政府代表が閣僚級に限定された点は、

中央銀行の独立性を強化するものとして注目されよう。

中央銀行が政府から完全に独立している結果、両者の意見が対立した場合政策の円滑な運営が妨げられるという危懼があるが、この点につき委員会は「もし万一かかる事態が生ずれば、議会が個別の場合につき法的規制を行えばよいし、世論が審判者となるであろう。また実際問題としてそのようなことは生じまい」と述べ、「両者の協調と理解を促進することの方がより重要であり、これが第13条（前出）の精神である」と述べている。

(2) 人事上の独立性——今般の法律では役員会メンバーが全員政府推薦により大統領によつて任命される結果、最大限理事会メンバーの半数の任命に政府が影響力を持ちうることになった。この点はレンダー・バンクの理事が各州中央銀行総裁として州政府により任命され、中央政府に何ら人事権がなかつたのに比べ根本的に異なるところである。

しかしながら、(イ)理事会メンバーの半数を占める州中央銀行総裁の任命には中央政府が全く関与しないこと、(ロ)役員会メンバーは8名にとどまると見られること〔注4〕、(ハ)理事会メンバーはそれぞれ金融・経済の専門家でなくてはならないこと、(ニ)理事会メンバーは皆平等の議決権を有すること、(ホ)任期が8年と現行の倍になり、かつ任期中罷免できないこと、などを考慮するならば、中央銀行の中央政府からの独立性は十分守られているといえることができる。

(3) 経理上の独立性——中央銀行が予算、決算について完全な自主権を持つか否かは、中央銀行政策の自主性、機動性を決定するきわめて大きな要素である。レンダー・バンクが市場の情勢に応じ歳券の売りレートを変更しつつ、売りオペによつて出超による過剰資金を吸収できたのは計理の自主性があつたからにはほかならない〔注5〕。西ドイツにおいては中央銀行が計理上の自主性を持つことは自明のこととされているため、本法は中央銀行の予算権について何ら規定せず、決算につき役員会が決算を作成し理事会がこれを確定する旨規定する（第26条）にとどめている。

(4) 中央銀行の地位の特殊性——ドイツ・ブンデス

バンクの理事会および役員会は連邦の最高官庁たる地位を有し、州中央銀行および支店は連邦の官庁たる地位を有する(第29条)。この点は従来のレンダー・バンク法の規定を内容的に明確にし〔注6〕、同行の独立性に即した地位を与えたものにほかならない。「ブンデス・バンクは官庁ではないが公共的任務を有し、かつ同行の意思決定機関である理事会は総理大臣の基本政策上の指示および各大臣の業務上人事上の監督に服しない。したがって、同行理事会、役員会は連邦の最高官庁たる地位を有する」との政府の説明はごの間の事情を明らかにしている。同行がその業務活動による利益に課税されないのは本条に基くものである。

〔注1〕 政府の説明では、「国家のいかなる行政活動も議会に対して責任を負う政府の支配力の下におかれるべきである」との原則。

〔注2〕 政府の説明では、経済政策の基本方針とされている。

〔注3〕 本法または他の法律で別に規定する場合をのぞき、レンダー・バンクは政治団体または公共機関の指示をうけない。

〔注4〕 委員会は「役員会のメンバーは従来通り総裁、副総裁をのぞき6人で十分であり、10人としたのは必要な場合法律を改正することなく役員会メンバーを増加できるよう配慮したものである」と述べている。

〔注5〕 レンダー・バンクは平衡請求権と交換に獲得した大蔵省証券を使用して公開市場操作を行っている。現在売りレートは4 $\frac{3}{8}$ %ないし5 $\frac{3}{4}$ %になっているが、これに対して政府は3%の利息しか払っていない。

〔注6〕 レンダー・バンク法第30条、レンダー・バンクは政府の各官庁と同列の地位を有する。州中央銀行法第22条、州中央銀行は州の機関たる地位を有する。

#### IV. ブンデス・バンクの政策手段

政府は「基本法にいう通貨銀行(Währungsbank)とは通貨価値の安定を確保すべき中央銀行ということであり、かかる中央銀行は、近代科学および実際の経験に徴して通貨量の操作に適合し、かつ必要なすべての通貨政策上の権限を保有しなくてはならない」と述べている。

ブンデス・バンクの通貨政策上の権限は、一方において同行の通貨価値維持のための力を定めるとともに、他方において同行の独立性に限界を与えるという意味においてきわめて重要である。

本法では中央銀行の通貨政策上の権限として、銀行券の独占発行権(第14条)、割引政策、貸付政策(第15条、第19条)、最低準備政策(第16条)、公開市場政策(第15条、第21条、第42条)および公金預金政策(第17条)、ならびにこれら諸政策の補助手段として統計徴求権(第18条)を挙げている。

##### 1. 銀行券の独占発行権

本法においてもレンダー・バンク法同様発行限度は設けられていない。しかしながら、レンダー・バンク法では発行限度の規定が発券法〔注1〕にゆずられていたのに対し、今次立法により発行限度が廃止されたことが注目されよう。

政府が「現金を使用しない振替取引が年々増大している以上、金融政策手段を完備して預金通貨を含む総通貨量を操作する方が銀行券発行限度を設けるより更に重要である」と述べ、委員会が「発行限度の決定は銀行の内部事項で法的規制を必要としない」と述べている点は、管理通貨制度に対する認識の一大進歩と見なすべきであろう。なお銀行券の券面種類および図案の決定も同行の権限であることはいうまでもない。

##### 2. 割引・貸付政策

法的規制の内容においてはレンダー・バンク法の内容がそのまま踏襲されている。ただ政府がその公式解釈において、ブンデス・バンクのいわゆる選択的信用統制の権限(賦払信用、輸出信用、住宅信用など)を明らかにするとともに、従来のレンダー・バンク法上疑義のあつた信用準則など

〔注2〕についてもブンデス・バンクの権限を認めている点が注目される。

##### 3. 最低(支払)準備政策

準備率の下限が廃止され(従来の下限は要求払預金8%、定期預金・貯蓄預金4%)上限が引上げられた結果(要求払預金30%、定期預金20%、貯蓄預金10%——従来は要求払預金20%、定期・貯蓄預金10%)、支払準備の金融政策手段としての性格が一層明確にされている点が注目される。政府は支払準備を金融調整の手段と観念し、金融状況いかんによつては準備率が理論的に零でもよいと述べ、預金者保護のための最低流動性(Mindestliquidität)確保のためには別途法律で規制す

べき問題としている。また準備率の上限については、緊急の場合効果的な引締政策を可能とし、同時に金融機関の運営を極端に阻害しない程度の率を定めたと述べている。

なお政府は、「通常の場合準備率は、大多数の金融機関を中央銀行の支配力の下に置く程度に中央銀行預金を拘束すれば十分であり、中央銀行が枠によつて再割信用を抑えている場合には金融機関の信用供与力は強力に圧縮される」と述べている。この点は、西ドイツにおける支払準備政策の金融政策手段としての地位を明らかにするものとして注目されよう。

#### 4. 公開市場政策

公開市場操作の対象となる証券（第21条）についてはレンダー・バンク法、州中央銀行法を踏襲している。政府が、投機の対象とならない長期証券（Kapitalmarktpapier）をも対象として認めながら、「公開市場操作の目的は金融市場（Geldmarkt）の操作にあり、資本市場の規制を目的とするものではない」と述べている点は注目に値しよう〔注3〕。

また公開市場操作の主たる対象である公債、大蔵省証券および大蔵省手形（3か月満期証券）について、ブンデス・バンク経由発行の原則を確立（第20条2項）していることも注目される点である。この点はレンダー・バンク法には何ら規定がなかつたものであるが、同条に関する政府の説明および従来の経緯からみて、本項はブンデス・バンクの引受義務を規定したものとみるべきではなく、金融市場の監督者としての中央銀行の正当な権利を考慮に容れたものとみるべきであろう。現在も實際上これら証券（公債を除く）は、レンダー・バンクを経由して発行されているが、同行は原則として大蔵省手形以外の引受を行わず、大蔵省手形の引受は現金貸付として対政府信用枠（第21条1項）に算入されることになっている。

本法では、従来レンダー・バンクと大蔵省との協定によつて行われていた平衡請求権と交換された大蔵省証券（交換された証券——Mobilisierungspapier）を使用するブンデス・バンクの公開市場操作の権限が成文化され（第42条）、交換限度も40億マルク——必要の場合は政府と協議の上

80億マルクまで増額できる——に増額〔注4〕された結果、公開市場操作の影響力は大いに強化された。政府原案では政府が必要と認める場合、交換証券流通額の半額（ただし最高20億マルク）を限度として、ブンデス・バンクが公開市場操作によつて吸収した資金を政府預金に振り込むよう要求できるという、いわゆる介入権（Selbsteintrittsrecht）を政府に賦与していたが、委員会において中央銀行の独立性を害するおそれがあるとして削除された。そのかわり不時の政府資金需要増に対処するため、政府原案の対政府信用限度20億マルクが30億マルクに増額された〔注5〕（第20条、なお連邦鉄道に対する信用限度も3億マルクから4億マルクに増額）。介入権の削除は同国において理性の勝利として歓迎されている。

#### 5. 公金預金政策

本法は連邦政府、負担平衡基金特別会計、マール基金特別会計および州が、その流動資金を同行に預入すべきことを定め、同行以外に預入または投資するについては同行の同意を要することとしている。この規定は従来のレンダー・バンク法の規定を特に州について明確化〔注6〕し、その流動資金のブンデス・バンク預入を義務づけるとともに、公金預金操作を中央銀行の重要な政策手段として認め、これを成文化したという点で画期的な意義がある。かかる意味において政府が、「公共機関の預金が年々増加している現状にかんがみ、中央銀行が通貨政策上の必要性に応じ、公共機関預金を中央銀行に集中すべきか否かを定めることが望ましい。かくすることによつて一方では中央銀行の通貨量操作の手段をふやすとともに、他方において通貨政策上の攪乱要因を排除し、公金に関する金融機関の平等の取扱を保証できるし、更に限られた範囲ではあるが、支払準備政策の負担を緩和するためにも使用できる」と述べていることは注目に値しよう。

委員会においても中央銀行の政策手段としての公金預金政策の重要性が強調され、その取扱方につき、(1)金融機関は担保を提供すればすべて租税、公債勘定の保有者となることができ、租税、公債収入金は政府が連銀と協議の上引揚げを行うまで、これら市中金融機関に滞溜するという米国

のいわゆる租税勘定(Steuerkont)方式、(ロ)公金は原則として商業銀行に預入しておき、商業銀行における残高の一定率を引揚げる権限を中央銀行に与える方式、政府提案方式が慎重に検討された結果、(イ)方式は理論的に考えられる理想形式であるが、これを採用するにはドイツの銀行制度の根本的な再編成を要する(レンダー・バンクも同意見)のみならず、実際上も多くの点(委員会の報告には詳しい説明がない)で必ずしも好ましくない、(ロ)方式を採用するためにはブンデス・バンクが常時商業銀行の公金預金残高を完全に把握している必要があるが、これは統計上困難である、などの理由で結局政府案が採用されたものである。

しかしながら、本制度の採用により従来80%以上市中商業銀行——特にいわゆる州立銀行——に預託されていた州政府資金が引揚げられ、かつ中央の支配下におかれることに対して、州および銀行筋の反対がきわめて強く、法案の上院通過はこの点において最も危ぶまれていた。委員会が、「ブンデス・バンクは州立銀行の維持に関する州の利益を考慮するものとする」との規定を挿入したのは、上院通過を確実にしめんとした配慮に出たものであり、州に対する貸出限度(政府原案、人口1人当り12マルクを20マルクに引上げ)の拡大とともに、州の利益との妥協の産物である。

なお本法ではレンダー・バンク法に見られた公金の政府指定運用義務[注7]が削除されている。政府がその理由として、「政府および州のごとくその資金がもつばら国民経済全般の見地に立つて管理されるべき団体について、中央銀行に預金の指定運用義務を課することは不適當である」と述べていることは、公金預金の性格につき政府の見解を明らかにしたものと見て注目されよう。

[注1] 発券法第5条(要旨)「銀行券流通高は100億マルクを越えてはならない。100億マルクを越える場合は理事会員の4分の3の賛成と最少6州の同意を要する。1回の限度引上げは10億マルクをこえてはならない。

[注2] 従来レンダー・バンクは「信用準則は事実上の拘束力はともかく、法律上の拘束力はない」との見解をとっていた。

[注3] 委員会も「公開市場操作は一般論としては短期

証券によつて行わるべきものである」との見解を述べている。

[注4] 1955年5月の協定では限度20億マルク、その後1957年1月30億マルクに増額され、更に同年7月暫定的に50億マルクまで引上げられた。

[注5] 委員会は信用限度引上げは財政規模の拡大を考慮したものと説明している。

[注6] 州中央銀行法には「州中央銀行は州を代理する唯一の機関として、国庫業務および現金出納業務を行う」との規定があるだけで、州預金の取扱いを明記する規定はなかつた。

[注7] レンダー・バンク法第14条a項2——レンダー・バンクは連邦および負担平衡基金の預金を、預託者の要求により平衡請求権に投資し、かつ預託者の要求によりこれを買戻さなくてはならない。同趣旨条文、州中央銀行法第2条3項。

## V. む す び

以上述べたところによつても明らかのように、今次の法律改正によつて西ドイツの中央銀行の独立性は法制的に更に強化され、その政策手段もより一層の影響力と弾力性に富んだものになつている。このことは二度にわたる大インフレーションを経験し、通貨価値の安定が経済の進歩発展と国民生活の向上にいかにも重要であるかを体験した西ドイツ国民の、中央銀行に対する大きな期待と支持とを表明するものであるとともに、政府および議会の中央銀行の立場に対する認識と理解とを表明するものでもあろう。

しかしながら、経済に対する国家の影響力が非常に増大している今日、単に中央銀行の独立性と政策手段の強化のみをもつてしては、必ずしも通貨価値の安定は保ちえない。その点において、本法が同時に政府と中央銀行との協力関係を強化するための新しい試みを行つている点は特に注目に値しよう。

中央銀行の独立性、政策手段の完備および政府と中央銀行との相互理解と協調とは、通貨価値安定にとつて鼎の三脚をなすものである。この意味において、目下日本銀行法改正問題が議論されつつあるわが国にとつても、西ドイツの新中央銀行法は慎重に検討するに値するものと思われる。